

## 第 2 条例改正に対する意見及び統計報告



## 第2 条例改正に対する意見及び統計報告

### 1 職員に関する条例の改正等に対する意見の提出

地公法第5条第2項の規定に基づき、県議会議長から意見を求められた職員に関する条例の改正等について、表2-1のとおり意見を提出した。

表2-1 職員に関する条例の改正等に対する意見

条 例 案 ( 条 例 案 の 概 要 )	提出した意見
<p>令和元年第3回定例会 議第77号 岐阜県会計年度任用職員の報酬に関する条例について 議第78号 岐阜県各種委員等給与条例等の一部を改正する条例について (地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、現在の非常勤専門職及び雇員に代わる会計年度任用職員の制度が設けられることに伴い、その報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について定めるため、規定の整備を行うもの) 議第79号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例について (獣医師の安定的な人材確保及び在職する獣医師の処遇改善のため、獣医師に支給する初任給調整手当を増額するため、規定の整備を行うもの)</p>	<p>異議なし。 (R 1. 6.11人委第64号)</p>
<p>令和元年第4回定例会 議第118号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についてのうち、第5条から第8条までについて (「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(R 1.6.14公布、一部R 1.12.14施行。以下「整備法」という)による地方公務員法の一部改正により、欠格条項の規定から「成年被後見人又は被保佐人」を削除されたことに伴い、当該欠格条項を引用している規定の整備等を行うもの)</p>	<p>異議なし。 (R 1. 9.18人委第130号)</p>

## 2 人事行政に関する統計報告の作成

地公法第8条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり人事行政に関する統計報告を作成し、各任命権者その他に配布した。

- (1) 名 称 等 令和元年人事・給与統計 243ページ 23部
- (2) 調 査 対 象 一般職に属する県職員並びに市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員
- (3) 内 容 ア 人事に関する統計
  - (ア) 職員の構成に関する統計（職員の配置状況と年齢、性別、職務段階、学歴からみた職員構成等の静態統計）
  - (イ) 職員の異動に関する統計（職員の昇任、昇格、転任、休職、採用、退職等の動態統計）
  - イ 給与に関する統計（平均給料月額、諸手当の支給状況等に関する統計）
- (4) 調 査 時 期 静態統計・給与統計 平成31年4月1日  
動態統計 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで